

第 2 1 号議案

亀岡市都市計画審議会条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市都市計画審議会条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

亀岡市都市計画審議会条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

第 2 条 審議会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

第 2 条第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の役職員
- (4) 市民

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市都市計画審議会条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市都市計画審議会を組織する委員構成を明確に規定すること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。